

建築物における駐車施設の附置等に関する 条例を改正しました！

大分市では、近年の配送効率を重視した車両の大型化やバリアフリーの推進などの社会情勢に対応するため、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（以下、駐車場附置義務条例）を改正しました。

（令和8年4月1日施行）

駐車場附置義務条例とは？

商業地域などにおいて、駐車場の必要性が高い一定規模以上の店舗などの建築の際に、原則、敷地内に駐車場を設置することを義務付ける制度です。

改正の内容は？

1. 車椅子利用者用駐車施設の
台数算定、設置位置の取り扱い
が変わります。
2. 駐車施設の規模の基準が変わります。
3. 廃止届の届出が必要になります。

《車椅子利用者用駐車施設の例》



※改正の詳細は裏面をご覧ください

いつから始まるの？（改正した内容が適用される日）

令和8年4月1日からです。

【改正後の条例に関する経過措置】

「1. 車椅子利用者用駐車施設の台数算定、設置位置」および「2. 駐車施設の規模の基準」は、令和8年10月1日以後に工事に着手するものから適用されます。その日前に工事に着手するものについては、旧条例の基準が適用されます。

お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、大分市 都市計画部 都市計画課
（097-537-5965）までお問い合わせください。

駐車場附置義務条例の改正ポイント

1. 車椅子使用者用駐車施設の台数算定、設置位置の取り扱い

- 設置台数の算定方法を変更します。

【旧条例】
1台以上設置する

【新条例】

- (1) 附置義務台数が200以下の場合、当該台数に100分の2を乗じて得た台数^(注1)
- (2) 附置義務台数が200を超える場合、当該台数に100分の1を乗じて得た台数に2を加えた台数^(注1)
- (注1)小数点下の端数が生じた場合は、これを切り上げた台数

- 設置位置の取り扱いが以下の通りとなります。

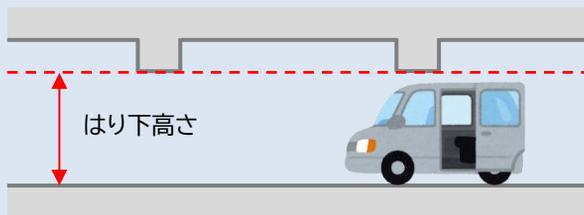
不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置すること。

2. 駐車施設の規模の基準

- リフト付き福祉車両の車高に対応するため、はり下高さの規定を新たに設けます。
- 配送効率を重視した、車両規格の大型化に対応するため、荷さばき駐車施設のはり下高さの規定を変更します。

車種	幅	奥行き	はり下高さ
車椅子使用者用駐車施設	3.5m以上	6.0m以上	規定なし ▶ 【新条例】2.3m以上
荷さばき駐車施設	3.0m以上	7.7m以上	3.0m以上 ▶ 【新条例】3.2m以上 ^(注2)

(注2)特定用途の場合に適用する



3. 廃止届の届出を義務化

- 附置義務により設置された台数を適切に把握するため、駐車施設を廃止した際の届出義務を追加します。

【旧条例】
規定無し

【新条例】
廃止の日から10日以内に提出

駐車台数算定における特定用途の取り扱いについて

※特定用途とは・・・次に定める自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途(駐車場法施行令第18条)

百貨店その他の店舗、事務所、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、卸売市場、倉庫、工場および共同住宅^(注2)

(注2)令和8年4月1日に、駐車場法施行令の一部を改正する政令が施行され、共同住宅が特定用途に位置付けられました。ただし、本市の条例においては、「特定用途(共同住宅を除く。)」としており、共同住宅に対する附置義務制度に変更は生じません。